

茨城県中央環境衛生組合情報公開条例施行規則

令和6年4月1日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県中央環境衛生組合情報公開条例（令和6年茨城県中央環境衛生組合条例第6号。以下「組合条例」という。）第2条の規定によりその例によることとされる茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第8号）第16条の規定に基づき、組合条例の施行に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 組合条例の施行については、茨城県情報公開条例施行規則（平成12年茨城県規則第9号）の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。